

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 9. 5	R5. 11. 2	（１）葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における〇〇からの入札時提出書類 ・事業全般に関する提案書（様式 5-1～5-12-2） ・施設整備に関する提案書（様式 6-1～6-10） ・設計図書類（様式 7-1～7-9） ・維持管理業務等に関する提案書（様式 8-1～8-5） ・業務提案書（様式 9-1～9-9） ・事業提案書の概要（様式10） ・添付書類 （２）第４回葛西臨海水族園（仮称）整備等事業技術審査委員会資料 ・資料 3-1 採点集計表 ・資料 3-1 採点集計表（評価修正用） ・資料 3-2 各委員の採点結果	※	1						1			1	1			（第 7 条第 3 号及び 6 号） 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、不開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。不開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （第 7 条第 5 号） 当該資料は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における外部有識者をはじめとする技術審査委員会資料であり、各委員の評価は記載されており、不開示とした部分を公にすることにより、今後、都が行う技術審査事務において、各委員の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められるため。 （第 7 条第 6 号） 不開示とした部分を公開することにより、各委員との信頼関係が失われ、今後、都が行う技術審査事務に協力を得られなくなるなど都の事業運営に支障が生じるおそれがあるため。 （第 7 条第 3 号及び 6 号） 当該資料のうち、事業提案書に関する部分は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、不開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。不開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 また、各委員との信頼関係が失われ、今後、都が行う技術審査事務に協力を得られなくなるなど都の事業運営に支障が生じるおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 計画課	

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月 整理 番号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
2	R5. 9. 5	R5. 11. 2	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業における〇〇からの入札時提出書類 ・事業全般に関する提案書（様式5-1～5-12-2） ・施設整備に関する提案書（様式6-1～6-10） ・設計図書類（様式7-1～7-9） ・維持管理業務等に関する提案書（様式8-1～8-5） ・業務提案書（様式9-1～9-9） ・事業提案書の概要（様式10） ・添付書類				1					1			1				（第7条第3号及び6号） 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。これらを公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課
3	R5. 10. 26	R5. 11. 8	【街路築造工事（3二-環6上目黒） 第5回契約変更分の設計書一式 （工事変更設計書、工事変更金額書、 変更工事費総括書、変更工事総括書、 変更種別内訳書、代価明細表、変更機 械器具調書、変更材料品調書、諸経費 計算書一式）	※	1															建設局 道路建設部 街路課
4	R5. 9. 27	R5. 11. 8	令和元年 道路橋梁清掃委託 （西の6）単価契約 完了届指示21 道路橋梁維持工事 （西の6）単価契約 完了届指示35 令和2年 道路橋梁維持工事 （西の6）単価契約 完了届指示22 道路橋梁維持工事 （西の6）単価契約 完了届指示35 令和3年 道路橋梁維持工事 （西の6）単価契約 完了届指示27	※		1						1							（第7条第4号） 印影は、公にすることにより、偽造され犯罪に利用される可能性があるため。	建設局 西多摩建設事務所 補修課

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
11	R5. 11. 13	R5. 11. 24	・平成30年 8 月29日付公園占用許可申請書類及び許可書類一式 ・令和元年 7 月16日付公園占用許可申請書類及び許可書類一式 ・令和 2 年 8 月12日付公園占用許可申請書類及び許可書類一式 ・令和 3 年 8 月11日付公園占用許可申請書類及び許可書類一式 ・令和 4 年 8 月10日付公園占用許可申請書類及び許可書類一式 ・令和 5 年 8 月16日付公園占用許可申請書類及び許可書類一式	※		1					1		1						（第 7 条第 2 号） 特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより識別することができるものを含む）情報であるため。 （第 7 条第 2 号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第 7 条第 4 号） 偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
12	R5. 10. 30	R5. 11. 30	隅田川（水神大橋下流）左岸防潮堤耐震補強工事における ・工事工程表 ・公表資料一式（工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、案内図、特記仕様書、設計図（令和 5 年 6 月）、東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）、見積参考資料、工事工程表、設計内容質問における留意点） ・工事費総括書 ・工事総括書 ・種別内訳書 ・代価明細表 ・機械器具調書 ・材料品調書 ・諸経費計算書 ・登録単価一覧 ・単価特別調査果 ・見積決定書 ・数量計算書（令和 5 年 6 月）	※		1						1			1			（第 7 条第 3 号） 見積業者の経営上の情報であり、これらを開示した場合には他の業者に経営上の情報が知られることとなり、当該業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第 7 条第 6 号） 今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 （第 7 条第 6 号） これらの情報は、都が行う公にしていない見積精査の過程であり、開示することにより、今後の適切な単価設定に支障が生じる恐れがあるため。	建設局 河川部 改修課	
13	R5. 11. 20	R5. 11. 30	上野恩賜公園13号便所改築工事その 2 ・代価表 ・諸経費計算書	※		1													建設局 東部公園緑地事務所 事業推進課	
14	R5. 11. 21	R5. 11. 30	湯殿川整備工事（その13）のしゅん工図一式 （個人情報を除く）	※		1													建設局 南多摩西部建設事務所 工事課	

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。